

意見書案第3号

意見書案について

別紙、「憲法改正の早期実現を求める意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月21日提出

加西市議会議長 衣笠 利則 様

提出者	加西市議会議員	黒田 秀一
賛成者	〃	深田 真史
賛成者	〃	丸岡 弘満
賛成者	〃	松尾 幸宏
賛成者	〃	植田 通孝

憲法改正の早期実現を求める意見書（案）

昭和22年5月3日の日本国憲法施行以来、我が国は今日に至るまで一度として憲法改正をしていない。

敗戦後、我々の先人たちは平和で豊かな国をつくる決意のもと再出発し、世界の平和と繁栄にたゆまぬ努力を続けてきた。

しかしながら、我が国を取り巻く情勢は70年間で大きく変化している。とりわけ、北朝鮮の核ミサイル開発をはじめとする我が国の安全保障の悪化や急速な少子高齢化による人口減少社会の到来など、このような事態は憲法制定時には予想されなかったことである。そのため、時代の変化に即して憲法を改正することが急務となっている。

国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正のための手続きが整備されるに至った。

よって、国におかれては、下記事項について早期に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 各政党は速やかに憲法改正案を示し、衆参両院の憲法審査会において建設的な議論を行うこと。
- 2 憲法9条には「自衛隊」の存在を明記するなど、現実に即した時代にふさわしい憲法とすること。
- 3 国会は現在の任期中に国会発議を行い、憲法改正の国民投票を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

兵庫県加西市議会